

## 加盟団体規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会定款第51条第2項及び第55条第3項により、公益財団法人東京都バレーボール協会（以下「この法人」という。）の加盟団体及び登録に関する事項について定める。

(加盟団体)

**第2条** 定款第51条第1項に定める加盟団体は（以下「加盟団体」という）、次の通りとする。

- (1) 東京都小学生バレーボール連盟
- (2) 東京都中学校体育連盟バレーボール競技部
- (3) 東京都高等学校体育連盟男子バレーボール専門部
- (4) 東京都高等学校体育連盟女子バレーボール専門部
- (5) 東京都高等学校体育連盟定時制通信制バレーボール専門部
- (6) 東京都大学バレーボール連盟
- (7) 東京都実業団バレーボール連盟
- (8) 東京都クラブバレーボール連盟
- (9) 東京都地域バレーボール連盟
- (10) 東京都ママさんバレーボール連盟
- (11) 東京都ソフトバレーボール連盟
- (12) 東京都ビーチバレーボール連盟

(分担金)

**第3条** 加盟団体は、毎会計年度毎に下記の分担金を納入しなければならない。

- (1) 東京都小学生バレーボール連盟 ¥100,000-
- (2) 東京都中学校体育連盟バレーボール競技部 ¥300,000-
- (3) 東京都高等学校体育連盟男子バレーボール専門部 ¥500,000-
- (4) 東京都高等学校体育連盟女子バレーボール専門部 ¥750,000-
- (5) 東京都高等学校体育連盟定時制通信制バレーボール専門部 —
- (6) 東京都大学バレーボール連盟 ¥550,000-
- (7) 東京都実業団バレーボール連盟 ¥200,000-
- (8) 東京都クラブバレーボール連盟 ¥200,000-
- (9) 東京都地域バレーボール連盟 ¥ 50,000-
- (10) 東京都ママさんバレーボール連盟 ¥380,000-
- (11) 東京都ソフトバレーボール連盟 ¥ 40,000-

(12) 東京都ビーチバレーボール連盟 ¥ 20,000-

2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(加盟)

**第4条** 定款第51条により、新たにこの法人の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類をこの法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）」

(2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等

(3) 所属団体及び支部組織一覧表

(4) 役員表

(5) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び当該年度予算書

(脱退)

**第5条** 定款第53条により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が第2条の資格を失ったとき、またはこの法人の加盟団体として不適当と認められたときは、定款第54条により、理事会の決議を経てこれを除名することができる。

(チームの登録)

**第6条** 定款55条により、都内に所在するバレーボールチームの登録は、各加盟団体に所属するものにより有効とする。

(規程の変更)

**第7条** この規程は、理事現在数の3分の2以上の賛成を経なければ変更できない。

(規程の改廃)

**第8条** この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日（2012年4月1日）から施行する。

1 この規程の変更は、理事会の承認を受けた日（2017年6月21日）から施行する。